

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について】

学校は、望ましい学校環境を維持するため、また一人ひとりの生徒が健康な状態で教育を受けることができるように、感染症の流行を予防しています。

学校保健安全法で定められた感染症により、病院やご家庭で治療・療養を必要とする場合、感染の疑いがある又はかかる恐れのある場合は出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。他の生徒へ感染させないため、また余病を防止するためにも、医師から登校許可が出るまで登校は控えてください。

出席停止期間の基準は下記のとおりですが、学校医もしくは担当医師の意見を聞き定められます。**登校を再開するときは、新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの場合は、保護者記入による「経過報告書」、コロナ、インフルエンザ以外の学校感染症の場合は、医師記入による「証明書（登校許可証明もしくは治癒証明）」を担任へ提出してください。**「経過報告書」「証明書」の様式は、本校ホームページからダウンロードできます。「証明書（登校許可・治癒）」については医療機関が発行するものでもかまいません。尚、医療機関が発行する際にかかる文書料は各医療機関によって異なりますが、自己負担となります。予めご了承ください。

学校保健安全法による感染症の種類と出席停止期間の基準

第一種学校感染症　：　医師の判断において治癒するまで。	
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る）	
第二種学校感染症　：　下記の期間を基準とする	
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う熱が解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全て発疹が痂皮化(かぶた)になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	症状が消えた後2日を経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種学校感染症　：　病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	